

2016年2月22日

プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会

発信者情報開示関係WG 技術部会

P2P型ファイル交換ソフトによる権利侵害情報検出システムの技術的認定要件

1. 認定対象

(ア) 以下のすべての機能を備えているシステムとする。

- ① P2P型ファイル交換ソフトのネットワークに接続する機能
- ② 当該ネットワークから利用者が指定するファイルをダウンロードする機能
- ③ ダウンロード時に発信元ノード（ユーザのPC等）のIPアドレス、ポート番号、ファイルハッシュ値、ファイルサイズ、ダウンロード完了時刻等（以下「メタデータ」という。）を自動的にデータベースに記録する機能。

(イ) ダウンロードしたファイルが、一度利用者により権利侵害情報と判定されたファイルと同一のファイルであるかどうかを比較検証する機能（以下「比較検証機能」という）を有する場合、当該機能も認定を受けることができる。

注：ファイル交換ソフトネットワーク上をクローリングし、利用者が指定するキーワードや属性に合致するファイルを自動ダウンロードする機能は必須機能ではない。

(ウ) P2P型ファイル交換ソフトの種別毎に、認定する。

2. 認定要件

(ア) 発信元ノードの特定方法の信頼性が以下により確認できていること

- ① システムの時刻データが正確であること
- ② メタデータが正確に記録されることにつき確認試験が十分行われていること

(イ) 調査時点で発信元ノードがファイルを送信可能状態にしている場合のみ当該ファイルをダウンロードするシステムであること。すなわち、中継機能（他のノードのファイルを一時的に複製して送信可能状態にすること）のみを担うノードを発信元ノードとして誤認せず、また、ファイルのダウンロード時に新たな送信可能状態を作出する（調査対象ノードに無かったファイルがダウンロードを契機として他のノードから複製され送信可能状態になること）ものでないこと。

(ウ) 比較検証機能を有する場合には、その信頼性が確認できていること

以上